

# 緊急保証の指定業種の見直しについて

中小企業庁 金融課 平成21年11月27日

## 【本件の概要】

平成20年10月31日から開始した「緊急保証」は、これまでに4回の業種見直しを行い、現在、781業種を対象としているところです。今般、業種別の業況を踏まえ、輸送用機械器具卸売業や一般機械修理業など14業種を追加指定し、また、その他の卸・小売業など10業種について適用範囲の拡大を行うこととなりました。併せて、化学機械・同装置製造業などの2業種を平成21年12月4日までの適用とすることとなりました。この結果、対象業種は全体で793業種となります。

# 指定金融機関を活用した危機対応体制

**政 府**

- ・出資
- ・資金の貸付け
- ・利子補給金交付

**指定金融機関**

- ・申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定
- ・主務大臣が危機を認定した場合には、新公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

協 定

- ・資金の貸付け
- ・リスクの一部補完
- ・利子補給

**(株)日本政策金融公庫**

【危機対応円滑化業務勘定】

- 危機対応円滑化業務実施方針の策定・公表
- 指定金融機関との協定締結の上、リスク補完等を実施

(注)公庫自らも現行機関からの承継業務の範囲内で、必要な融資を実施



## ■指定金融機関の活用が想定される事例

ニーズ	必要な金融
地域金融不安 【資金の代替融通】	短期資金供給、手形割引等
大規模災害 【インフラ復興資金】	長期固定資金供給等

(注)移行期の完全民営化機関は指定を受けたものとみなすこととしている。

# 指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)

(株)日本政策金融公庫

危機対応円滑化業務

①貸付け

長期・固定資金の貸付け

②損害担保

金銭の支払

非弁済額の一部の補てん

③利子補給

利子補給金の交付

指定金融機関

危機対応業務

長期設備資金の貸付

短期資金の貸付  
手形割引

低利資金の貸付

借り手

(例)

被災インフラ  
復興資金

(例)

地域金融  
不安時の  
資金融通

(例)

激甚災害被災  
事業者への  
再建資金

平成21年11月27日

## 中小企業向け危機対応業務の運用見直しについて

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、経済産業省等は平成20年10月1日から危機認定を行い、指定金融機関は、危機認定に基づき、株式会社日本政策金融公庫からの信用供与を受け、貸付等の危機対応業務を行っています。

今般、年末金融対策の一環として、株式会社商工組合中央金庫等の指定金融機関の中小企業者等向け危機対応貸付について、本日から以下の通り運用を見直すこととしましたのでお知らせします。

### 1. 借換え・一本化の開始

指定金融機関の既往貸付を、財政投融資を活用した危機対応貸付（ツーステップ・ローン）で借換え・一本化することが可能になります。

### 2. 金利設定の弾力化

指定金融機関の行う危機対応貸付（ツーステップ・ローン）の貸付金利をさらに弾力化し、より多くの方にご利用いただけるようにします。

### 3. 倒産の影響を受けた方を利用要件に追加

取引企業の倒産により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者等を、危機対応貸付の利用要件に追加します。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁事業環境部金融課

担 当：佐藤、山口

電 話：03-3501-1511（代表）

平成21年11月27日



## 緊急保証の指定業種を見直します。

平成20年10月31日から開始した「緊急保証」は、これまでに4回の業種見直しを行い、現在、781業種を対象としているところです。

今般、業種別の業況を踏まえ、輸送用機械器具卸売業や一般機械修理業など14業種を追加指定し、また、その他の卸・小売業など10業種について適用範囲の拡大を行うこととなりました。

併せて、化学機械・同装置製造業などの2業種を平成21年12月4日までの適用とすることとなりました。

この結果、対象業種は全体で793業種となります。

1. 追加指定業種は12月4日から保証制度の対象となり、指定解除業種も12月4日までの適用となります。
2. 対象業種に属する中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般の保証とは別枠で、信用保証協会の100%保証を受けることができます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

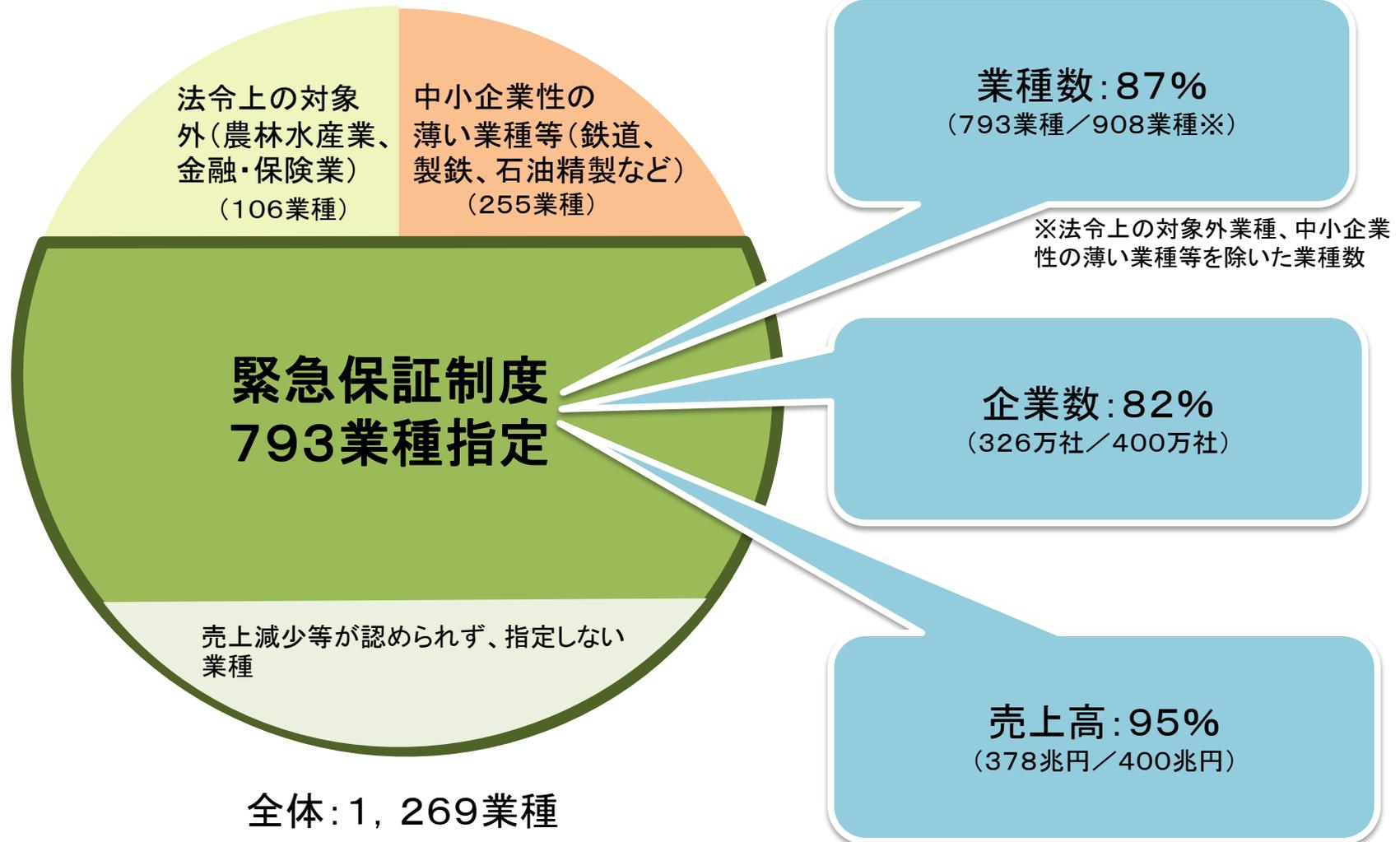
中小企業庁事業環境部金融課長 多田 明弘

担当者：岡田、銀澤

電話：03-3501-1511 (代表)

# 業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー



# 緊急保証の特定業種指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間：平成21年12月4日～平成22年3月31日)

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類にて判断することとする

追加指定業種（14業種）

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	0541		花こう岩・同類似岩石採石業
2	0543		安山岩・同類似岩石採石業
3	0545		ぎょう灰岩採石業
4	0557		石灰石鉱業
5	1022		ビール類製造業
6	1334		たる製造業
7	1335		おけ製造業
8	2672		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
9		3741	電気通信に附帯するサービス業（電報配達業に限る。）
10	5391		輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
11	8423		劇団
12	8495		カラオケボックス業
13	8711		一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
14		8821	産業用機械器具賃貸業（業務用カラオケ機器賃貸業に限る。）

範囲変更業種（10業種）

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	1193		フェルト・不織布製造業
2	1242		足袋製造業
3	1259		他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
4	2334		鋼管製造業
5	2679		その他の一般産業用機械・装置製造業
6	3299		他に分類されないその他の製造業
7	5499		他に分類されないその他の卸売業
8	5699		他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
9	5929		その他の機械器具小売業
10	6099		他に分類されないその他の小売業

指定解除業種（2業種）

通 番			指 定 業 種
	旧分類		
	全部	一部	
1	1733		発酵工業
2	2678		化学機械・同装置製造業